

# 第5章 理事会

## (構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

## (開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって、招集の請求があったとき、会長が招集する。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

## (招集)

- 第33条
1. 理事会は、第14条第4項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
  2. 会長は、前条第1項第2号、又は第3号の規定による請求があったときは、請求日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
  3. 理事会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

## (議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

## (議決事項)

第35条 理事会は、この定款において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の招集及び総会に討議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関すること
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関すること
- (4) 諸規定の制定、改廃に関すること
- (5) その他会長が必要と認めた事項

## (議決権)

第36条 理事は、理事会において各1個の議決権を有する。

## (議決方法)

- 第37条
1. 理事会は、理事の委任状を含めて3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
  2. 理事会の議決は、出席理事の2分の1以上で決し可否同数のときは議長がこれを決する。
  3. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わる事ができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

( 準 用 )

第38条

第21条、第29条、第30条第1項は、理事会に準用する。